大阪府子ども家庭審議会運営要綱

参考資料３

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府子ども家庭審議会規則（令和６年大阪府規則第50号）第４条の規定に基づき、法令等に定めるもののほか、大阪府子ども家庭審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（専門部会）

第２条　大阪府子ども家庭審議会条例（令和５年大阪府条例第58号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定に基づき、別表の左欄に掲げる専門部会を設置し、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を調査審議する。

（小委員会）

第３条　専門部会は、必要があると認めるときは、当該専門部会に属する委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の一部で構成する小委員会を設けることができる。

２　小委員会の運営については、条例第７条の規定を準用する。

（決議の特例）

第４条　緊急に決定する必要がある事項について審議会又は専門部会の会議を招集することができないときは、開催に代えて書面の送付又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

２　条例第７条第２項から第４項までの規定は、前項の場合について準用する。

３　児童措置審査専門部会は、緊急を要する場合で、あらかじめ、専門部会の意見を聴くいとまがないときは、速やかに、その採った措置について報告を受ける。

（秘密保持）

第５条　委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（排斥）

第６条　委員等は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、委員長又は専門部会長が認めた場合は、審議会又は専門部会の会議に、それぞれ出席し、発言することができる。

（会議の公開）

第７条　審議会及び専門部会の会議は、会議の公開に関する指針（昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にできる理由があると認めるときは、この限りではない。

２　前項ただし書の規定により会議を非公開とするか否かの決定は、委員長が審議会を、専門部会長が専門部会を、それぞれ招集する際に行う。

３　委員長及び専門部会長は、前項の決定をする場合には、指針の趣旨を尊重しなければならない。この場合において、専門部会長は、必要があると認めるときは、委員長と協議することができる。

４　里親審査専門部会、児童措置審査専門部会、児童虐待事例等点検・検証専門部会、被措置児童等援助専門部会の会議は、非公開とする。ただし、当該専門部会に関連する業務に従事する者が傍聴を希望し、当該専門部会長が認めた場合は、当該専門部会の会議を傍聴することができる。

（庶務担当課等）

第８条　審議会及び専門部会の庶務を担当する課及びグループは、別表の右欄のとおりとする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は委員長が、専門部会の運営に関し必要な事項は専門部会長が、それぞれ定める。

附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第２条、第８条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **名　　称** | | | **調査審議事項等** | **庶務担当課・グループ** |
| 大阪府子ども家庭審議会 | | | ・条例第３条に規定する所掌事務  ・条例第８条第４項に規定する部会の報告聴取 | 子ども青少年課企画調整Ｇ |
| 大阪府子ども計画策定専門部会 | | | ・大阪府子ども計画策定等に関すること | 子ども青少年課企画調整Ｇ |
|  | | 社会的養育体制整備計画  策定ワーキンググループ | ・社会的養育体制整備計画策定等に関すること | 家庭支援課育成Ｇ |
| 子どもの貧困対策計画策定  ワーキンググループ | ・子どもの貧困対策計画策定等に関すること | 子育て支援課事業推進Ｇ |
| ひとり親家庭等自立促進  計画策定ワーキンググループ | ・ひとり親家庭等自立促進計画策定等に関すること |
| 里親審査専門部会 | | | ・里親の認定・登録等に関すること | 家庭支援課育成Ｇ |
| 児童措置審査専門部会 | | | ・児童の施設入所及び措置等に関すること  ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の５の規定に関すること | 家庭支援課相談支援Ｇ |
| 児童虐待事例等点検・検証専門部会 | | | ・児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例（心中を含む児童虐待による死亡事例等）の分析・検証に関すること  ・子ども家庭センター業務（一時保護所含む）の  点検に関すること | 家庭支援課相談支援Ｇ |
| 被措置児童等援助専門部会 | | | ・被措置児童等虐待の防止等に関すること | 家庭支援課育成Ｇ、  同課相談支援Ｇ及び  生活基盤推進課指定・指導Ｇ |
|  | 子どもの意見表明支援等委員会 | | ・子どもの意見聴取等に関すること |
| 児童福祉施設等認可等専門部会 | | | ・児童福祉施設等、保育所及び幼保連携型認定こども園の設置認可又は事業停止等に関すること  ・認可外（保育）施設の事業停止等に関すること  ・保育士の再登録に関すること | 子育て支援課  認定こども園・保育Ｇ、  家庭支援課育成Ｇ又は  生活基盤推進課指定・指導Ｇ |
| 教育・保育・児童福祉施設等における  重大事故の再発防止のための検証専門  部会 | | | ・認可外保育施設又は認可外の居宅訪問型保育事業で発生した死亡事故及びその他検証が必要な死亡事故以外の重大事故の検証に関すること  ・児童福祉施設等で発生した死亡事故及びその他検証が必要な死亡事故以外の重大事故・重大事案の検証に関すること | 子育て支援課認定こども園・保育Ｇ、同課事業推進Ｇ、  家庭支援課育成Ｇ、  同課相談支援Ｇ又は  生活基盤推進課指定・指導Ｇ |